

平成 29 年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 平成 29 年 6 月 14 日
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 平成 29 年 6 月 14 日 午前 9 時 00 分 委員長宣告
4. 審 査 事 項

1. 付託案件

議案第 35 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第 36 号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 37 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

2. 事前質疑

- (1) 条例の制定、改廃時の条文について

3. 報告事項

- (1) J R 東海リニア中央新幹線大森非常口に係る大森財産区所有地の処分について
- (2) 報告第 6 号 出資法人の経営状況説明書について (土地開発公社)
- (3) 岐阜医療科学大学可児キャンパス開設について
- (4) 地方創生加速化交付金事業の結果について

4. 協議事項

- (1) 議会報告会での意見の取り扱いについて
- (2) 次期委員会への引き継ぎ事項について

5. 出席委員 (8名)

委 員 長	伊 藤 壽	副 委 員 長	野 呂 和 久
委 員	林 則 夫	委 員	可 児 慶 志
委 員	中 村 悟	委 員	酒 井 正 司
委 員	澤 野 伸	委 員	大 平 伸 二

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
議会事務局長	杉 山 修	総務部長	前 田 伸 寿

総合政策課長 瀬 瀬 新 吾
総務課長 肥 田 光 久
防災安全課長 日比野 慎 治
議会総務課長 松 倉 良 典

税務課長 宮 崎 卓 也
管財検査課長 安 藤 重 則
都市計画課長 田 上 元 一

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 服 部 賢 介
書 記

議会事務局 山 口 紀 子
書 記

○委員長（伊藤 壽君） それでは皆さん、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

例年、委員会の冒頭におきまして、委員と部課長の皆様より御挨拶をいただいておりますが、今回から各委員会の担当部課長の名簿をお配りすることに変更させていただきましたので、よろしくお願いいたします。お手元に委員会所管の名簿がございますので、それをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員も執行部も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話をしてください。

それでは、議案第 35 号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料番号 1、議案書の 38 ページ並びに資料番号 5、提出議案説明書の 2 ページをお願いいたします。

まず、提出議案説明書の 2 ページをごらんください。

改正趣旨は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことに伴い、働きながら育児または介護がしやすい環境の拡充を図るためでございます。

主な改正内容は 2 点でございます。

1 点目は、育児または介護のため早出・遅出勤務を行うことができる職員について、その対象となる子の範囲に特別養子縁組の成立のために監護されている子等を追加いたします。

2 点目は、要介護者 ―― 要介護者とは日常生活を営むのに支障がある者を指します ―― を介護する職員について、現在の制度としてある深夜勤務の免除及び超過勤務 ―― 時間外勤務でございます ―― の制限に加え、超過勤務の免除を追加するものです。

では、議案書の 38 ページをお願いいたします。

改正する条文について御説明いたします。

第 8 条の 2 第 1 項では、育児のための早出・遅出勤務をさせることができる子の範囲に次の 3 つのケースを加えます。1 つ目として、特別養子縁組として監護期間中にある子、2 つ目として、養子縁組里親に委託されている子、3 つ目として、その他これらに準じる者として市の規則で定める子としております。3 つ目の市の規則で定める子につきましては、国家公務員の制度に準じ、養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実親の同意が得られなかったため、養育里親として委託された子を想定しております。

昨年 12 月の育児休業法の改正により、育児休業、育児短時間勤務、部分休業の対象となる子の範囲が、法律上の子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子等も含めることになりま

した。今回の条例改正は、条例で定める必要がある早出・遅出勤務についても、同様に対象となる子の範囲を拡大するものでございます。

なお、特別養子縁組とは、父母による養育ができず、子供の監護が著しく困難または不適当な場合で、家庭裁判所の審判確定後に戸籍上の子となる制度で、6カ月以上の試験養育期間、いわゆる監護期間が必要となります。

養子縁組里親は、養子縁組を前提として要保護児童を養育する里親制度、養育里親は、養子縁組を前提とせず要保護児童を養育する里親制度でございます。

次に、第8条の2第2項では、介護を行うための早出・遅出勤務についても、介護の対象となる子の範囲に、今申し上げました第1項と同じく、特別養子縁組の介護期間中の子など3つのケースを加えるものでございます。

第8条の3第4項では、要介護者を介護する職員が介護をするために請求した場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務の免除を新たに加えます。

40 ページの上段でございますが、第4項の条文の最初で、左側、改正前では「第1項及び前項 ―― これは第3項でございます ―― の規定は」となっているものを、右側、改正後では、「前3項 ―― これは第1項から第3項のことです ―― の規定は」に改正し、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用するとしております。この第8条の3第1項が深夜勤務の免除、第2項が時間外勤務の免除、第3項が時間外勤務の時間制限に関する規定ですが、改正前では第2項が含まれておりませんので、今回の改正で第2項も含む規定とすることで介護を行う職員の時間外勤務を免除することが可能となります。

なお、第15条第1項に規定する要介護者は、配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定める者として、同居の祖父母、孫、兄弟・姉妹等でございます。

その他、第4項の改正では、第1項から第3項までに規定する職員の子の養育に関する部分を、職員が要介護者を介護する場合への読みかえ規定を適切な表現に変更するための改正を行います。

また、第4項の下から4行目からの下線部分、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読みかえるとの表記が加わっておりますが、これは時間外勤務の免除の要件について、3歳未満の子を養育する場合と要介護者を介護する場合とでは差を設けまして、要介護者を介護する場合のほうが時間外勤務の要件を緩和するとの規定にするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第35号に対する質疑を行います。

○委員（酒井正司君） 改正そのものには非常に行き届いたきめ細かな規定で、全然問題ないですが、ただ実際問題として、人的な影響というのはどうなんだろうね。

○市長公室長（酒向博英君） これまで今回の規定に関する、いわゆる里親制度の関係等で、職員からそうした相談とかを受けたことはございません。今後も、今のところは現時点では

そういったケースはないというふうに承知をしておりますが、今後発生する場合に、そういったケースが生じる場合に備えて、国家公務員に準じて条例を整えていくということがございます。

○委員（可児慶志君）　こういうケース、特に養子縁組の関係のケースを適用することがあるかどうかというのは、今、酒井委員の話もありましたけど、非常にプライバシーの高い話で、現実に該当する職員が見えるのかどうかというのはわからないんですが、保護をしなきゃいけない可能性が高いと思うんですね、秘密保持。そういった観点からすると、もし申し出をしようとしたときにしにくいところがないかどうかというのがちょっと気になるところなんですけど、何かその対策みたいなものというのは別のところにありますか。

○市長公室長（酒向博英君）　職員本人の希望によって里親制度を引き受けるということがまず大前提でございますので、その職員が里親制度を引き受けているかどうかという情報については、これは他の職員に対して公表するものでもございませんし、いわゆる養育上の関係とか、そういったもので人事担当課が把握するだけのもことになるように思います。

ただ、この制度を運用しよういたしますと、いわゆる所属内、課長、部長等への、そういった部分での説明というのは生じる可能性はありますが、それはあくまでも個人のプライバシーの範疇でございますので、そこは組織としてしっかりプライバシーを保護していくという部分はきちっとしていかなくちゃいけない部分はあるというふうに承知しております。

○委員（澤野 伸君）　第8条の2の同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童、それ以降ですけど、そのほかこれらに準ずる者として市の規則で定める者を含むとありますが、市の規則で定める者が想定されておれば、ちょっと教えていただけませんか。

○市長公室長（酒向博英君）　2つ目のケースとして、養子縁組里親に委託されている子というのがございますが、この場合、養子縁組里親に委託される場合は、実親の同意があつてということがまず前提でございますので、ただケースによっては、実親の同意が得られないけれども、里親として委託されるというケースもあるということが想定されておりますので、先ほど申し上げましたように、国家公務員の制度に準じまして、実親の同意が得られないけれども、里親として委託された子を養育する職員を規則で定めるということを想定しております。

○副委員長（野呂和久君）　第8条の3第4項の最後のところの説明で、緩和ということの御説明がありましたが、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難と、緩和する内容が公務の上で支障があるということだったんですけど、このニュアンス的には、どう読みかえるとこれが緩和だというふうに表現されたことになるのかをお聞きしたいと思います。

○市長公室長（酒向博英君）　3歳未満の子を養育する場合の条件としましては、業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるということ任命権者が認めるということで、その著しく困難である、非常にその職員が存在しないことが著しい困難であるという、

ですので、それにかわる手段があれば認めなければならないという、そういうニュアンスで
ございます。

これに対して、要介護者は公務の運営に支障があるということですので、それほど今のよ
うなケースじゃなくても、ある程度公務に支障があるというふうに判断した以外は認めなく
てはならないということでございますので、この介護のほうというか、3歳未満の子を養育
する場合にこれを免除するほうが、任命権者、いわゆる市側としてのハードルが高いという
ニュアンスでございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、1つだけちょっとお聞きしたいんですが、第8条の2で、3点ほど範
囲を拡大しているということだと思いますが、それぞれ対象となる年齢というのは違いがあ
るんでしょうか。

○市長公室長（酒向博英君） まず1つ目のケースの特別養子縁組、この制度における要保護
児童は、原則6歳未満の子が対象でございます。それ以外の養子縁組里親及び養育里親、こ
れはどちらも18歳未満の児童生徒が対象となっております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、討論を終了いたします。

これより議案第35号 可児市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号につきましては原案のとおり可決すべきもの
と決定いたしました。

次に、議案第36号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○市長公室長（酒向博英君） では、議案書の41ページ並びに提出議案説明書の3ページを
お願いいたします。

まず、提出議案説明書の3ページでございます。

条例の改正趣旨は、人事院規則の改正に伴い、職員の勤務条件、今回の条例改正は職員の

子の養育支援に関する内容の部分でございます。これについて、国家公務員との均衡を図るためでございます。

改正内容は、育児休業の再度の承認、育児休業の期間の再延長等ができる特別の事業に、保育所等に入所の申し込みを行っているが入所できない場合、これを追加するものでございます。

議案書の 41 ページをお願いいたします。

職員の育児休業につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業法と申しておりますが、この規定により、同一の子については原則 1 回、また期間の延長も原則 1 回となっておりますが、条例で定める特別の事情がある場合は育児休業を再び取得することや期間の延長ができることとなっております。

条例第 3 条は、この再び取得することができる特別の事情を規定したもので、第 6 号で、保育所、認定こども園または家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われていない場合、いわゆる待機児童となったケース、これを加えるものでございます。

この改正によりまして、例えば職員が育児休業を 1 年間取得し、子供が 3 歳に達する前までに保育所等に入所をさせようとしたが、当面入所できない見込みとなった場合は、再度の育児休業が取得できるようになります。

42 ページをお願いいたします。

第 4 条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情を規定するもので、第 3 条第 6 号と同様に、保育所等における保育の利用を希望し、当面その実施が行われない場合を加えるものでございます。

次の第 11 条は、育児短時間勤務の終了の翌日から 1 年以内に育児短時間勤務ができる特別の事情を規定するものでございます。育児短時間勤務とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が 1 週間の勤務日数や勤務時間を選択して勤務する制度ですが、前述の第 3 条第 6 号、第 4 条と同様に、保育所等における保育の利用を希望し、当面その実施が行われない場合を加えるものでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 36 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（可児慶志君） 嫌らしい言い方で聞くので申しわけない。保育所に入所できないという判断というのは、具体的に誰がするのかということと、本当に正当かどうかということですよ。よく待機児童なんかの場合、市全体では余裕があるけど、地域的には余裕がない。勤務の都合上、遠いところはあるけれども、そこでないと入れないものも入れないという判断をすとか、いろいろ要素がありますよね。その辺の判断というのはどのようにするのかということをお伺いします。

○市長公室長（酒向博英君） 今、入所を希望しても入所できないという場合には、いわゆる

福祉事務所、市役所のこども課のほうでそれを証明する書類がございまして、本人、職員が入園希望に申請をしたが、希望保育園において定員超過等の理由で入園希望日の入園ができない旨を証明くださいという申請書を出しますので、それを福祉事務所長が承認するという形になっておりますので、今この制度を職員が活用して、再度の育児休業取得、それから再延長する場合には、この証明願の提出をするものということを考えております。

○委員（可児慶志君） ここへ入れないという証明はありますよね。ほかはあいていますよと。そちらは嫌ですと断っても、それでも入所できないというふうに判断を、それが正当かどうかというような判断は誰がするのか。

○市長公室長（酒向博英君） それは、今の制度上は福祉事務所長がこの証明を出せるかどうかということになりますので、福祉事務所長が判断するということになるというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方は。

〔挙手する者なし〕

1つよろしいでしょうか。

この制度の活用というのは今後見込まれますか。

○市長公室長（酒向博英君） まずは今、全国的な待機児童が増加している状況の中で、勤務環境を整えるという中の一つの法改正、それに基づく条例改正でございまして、都市部と、それから待機児童が発生していない地域については、この条例の規定の活用の違いというのはいかなりあると思いますけど、可児市、たしか今年度の4月1日現在は待機児童はいないという状況でございまして、今後の待機児童の増加と、特にゼロ歳児、1歳児等が増加している状況でございまして、今後の状況によっては発生する可能性というのはいかなりあるというふうに思います。

○委員（澤野 伸君） ちょっと大もとの話になっちゃいますけど、再延長の最大期間というのはどれぐらいを想定しているんですか。

○市長公室長（酒向博英君） 今回の改正部分については、いわゆる入園を申し込んでいたけれど、入園できないという場合ですので、入園ができる時点でもうその要件が消滅しますので、入園できるまでということに期間はなりません。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方は。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第36号 可児市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 36 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、資料番号 1 の議案書 44 ページをお願いいたします。

あわせて資料番号 5、提出議案説明書の 3 ページをお願いいたします。

議案第 37 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正理由につきましては、地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例でございます、これによる固定資産税の課税標準の特例を定めるものでございます。

詳細な内容につきましては、税務課長から説明を申し上げます。

○税務課長（宮崎卓也君） それでは、まず資料とは別に、わがまち特例につきまして、改めて少し説明させていただきます。

固定資産税の税額は、評価額などから導き出しました課税標準額、これに税率を乗じて計算いたします。その課税標準額に一定の割合、これを特例割合といいます、これに乗じるなどをいたしまして、少なくした課税標準額で計算することによりまして、税額を結果安くする地方税法上の措置、これを課税標準の特例措置と言っております。

わがまち特例とは、その課税標準の特例措置の一つでございます、法律の規定上、特例割合を一律の割合とはせず、参酌すべき割合を基準として上限と下限を定めまして、その範囲内で市町村の条例で定める割合というふうに規定しているものでございます。

今回は、そのわがまち特例の対象固定資産が追加されましたことを受けまして、条例でこれらの特例割合を定めまして、平成 30 年度以後の課税から適用するというものでございます。

それでは、今回のわがまち特例の改正を一覧にしたものが委員会資料の NO. 1 にございますが、こちらを使って今回の改正の説明をさせていただきたいと思っております。

表の左のほうから、まず第 38 条の 2 につきましては、これは地方税法第 349 条の 3 の改正に伴うものでございまして、この特例の対象固定資産といたしましては、第 1 項から第 3 項までございますが、第 1 項が児童福祉法に規定する家庭的保育事業、第 2 項が同じく居宅訪問型保育事業、第 3 項がこれも同じく事業所内保育事業、それらの用に供する家屋・償却資産でございます。

右へ移りまして、改正前の特例割合の欄をごらんいただきますと、地方税法におきましては、これまでも、これら 3 つの保育事業の用に供する家屋・償却資産に係る課税標準につき

ましては、課税標準となるべき価格の2分の1という規定がされていたところでございますが、今回の改正に伴いまして、改正後の欄をごらんいただきますと、課税標準となるべき価格の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例において定める割合というふうに改められました。

この規定に基づきまして、本市におきましては、これはこども課とも協議の上、最も税額が低くなる3分の1を特例割合として条例に定めるというものでございます。

次に、付則第10条の2第12項ですが、こちらにつきましましては、法附則第15条第44項の、これは新設に伴うものでございます。

特例の対象固定資産といたしましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、特定事業所内保育施設——企業主導型保育事業とありますが——の用に供する土地・家屋・償却資産が対象となります。

地方税法における特例割合の規定は、課税標準となるべき価格の2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例において定める割合とされておりまして、これに基づきまして、これもこども課と協議の上、第38条の2と同様に、最も税額が低くなる3分の1を特例割合として規定するものでございます。

なお、こちらのほうは時限措置でございまして、最初の5年度分に限り対象となるというふうになっております。

次に、付則第10条の2第13項につきましましては、法附則第15条第45項の新設に伴うものでございまして、対象固定資産といたしましては、都市緑地法の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人が、都市緑地法に規定する認定計画に基づきまして平成31年3月31日までに設置した市民緑地の用に供する土地というふうになっております。

地方税法における特例割合の規定は、課税標準となるべき価格の3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例において定める割合とされており、こちらのほうは、これに基づきまして、参酌基準の3分の2を特例割合として規定するものでございます。

なお、こちらも時限措置でございまして、最初の3年度分に限り対象となります。

次に、資料を変えて、資料番号1、議案書の44ページのほうをごらんください。

付則の第5条の改正の説明でございます。これは、地方税法の用語の定義の改正がございましたので、それによるものでございまして、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」という用語に変更されたことに伴い、条文を整理するというものでございます。

それから45ページ末尾、附則のほうでございまして、施行期日につきましては公布の日を原則といたしますが、第1条中附則第5条の改正規定は平成31年1月1日から施行します。また、第2条の規定、つまり附則第10条の2第13項の改正規定につきましては、公布の日または都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日からといたします。この施行日の規定につきましては、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日が未定であ

るということによる対応でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第 37 号に対する質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。

○委員（可児慶志君） それぞれ 3 分の 1、2 分の 1 ということでこれを適用するというような説明がありましたけれども、県内の動向としてはどんな状況ですか。

○税務課長（宮崎卓也君） 県内の動向といたしましては、実際のところ、それぞれの市町村が今、6 月議会で提案中のところもありますし、また専決で済ませているところもでございます。正確な把握というのは、実際議案提出中のところもありますので、できておりませんが、ただ県内のほとんどの市は参酌基準、つまり平均的な割合を採用したところが多いということになっています。

わかっている範囲で申し上げれば、保育事業の関係では、高山市が可児市と同様に 3 分の 1 という数字を上げております。また、県内ではありませんが、ほかの県なんかですと、習志野市なども 3 分の 1 を採用しているところもございます。

一方、市民緑地につきましては、これは参酌基準が多いんですが、美濃市が、これも多分専決でやられていますが、美濃市が 6 分の 5 という、一番高いほうの数値を採用しているという例もございます。以上です。

○委員（酒井正司君） 第 38 条の 2、第 1、2、3 項とありますけど、該当件数がそれぞれわかれば教えてください。

○税務課長（宮崎卓也君） 実際のところ、これまでも 2 分の 1 という特例割合がございました。今回、改正になってわがまち特例となりましたので、わがまち特例の該当は当然これからということであります。

それ以前の該当がどうだったかという、今のところ該当はございません。

○副委員長（野呂和久君） 附則のところ、第 3 条の新条例第 38 条の 2 の規定は平成 30 年度以降の年度分の固定資産税について適用しということですが、2 つは最初の 5 年度分と最初の 3 年度分ということで、期限が規定されているんですけど、第 38 条の 2 については、この段階では期限というのが設けられていないんですけど、これは今後の状況を見て判断するというか、期限を設けるとか、そういう判断ということでしょうか。

○税務課長（宮崎卓也君） 実はこの第 38 条の 2 のほうは、本則規定でございます。こちらのほうは期限は全く設けていなくて、この改正によって、今後改正がない限りずっとこの特例割合を適用しますという規定になっています。

○委員（澤野 伸君） じゃあ、特例措置のほうも期限がないということでよかったですか。わがまち特例の。

○税務課長（宮崎卓也君） まず、第 38 条の 2 も実はわがまち特例でございます。これは期限がございません。

それから、この表でいいますと、第 10 条の 2 の部分の第 12 項、これは先ほど説明いたし

ました5年間。それから、第10条の2の第13項は3年間ということになっております。期間を限定して税額を安くするという形になっています。

○委員（澤野 伸君） ちょっとこれとは少しずれちゃうかもしれませんが、わがまち特例で税項目の拡大になってくるのか、この項目だけで終わりなのか、ちょっと動き的なものとか、もしわかれば教えていただきたいんですが。余りパンチ力ないですよ。

○税務課長（宮崎卓也君） 実はこのわがまち特例と申しますのは、平成24年度から徐々に対象固定資産がふえてきております。今回の分を除いて、12種類ぐらいもう既にあるんですけども、おっしゃられるように適用が今まで一つもないんです。ただ、今回保育事業の関係のうちの付則第10条の2の第12項、こちらのほうが今後適用が出てくるんじゃないかというふうに予想はしておりますが、今のところ、これまでのわがまち特例、今回のわがまち特例を除いて12種類あるんですが、これについては適用がない状態です。

○委員（大平伸二君） 今の説明で、第10条の第2項ということで、新しい企業の中の保育所という意味だと思うんですけども、今まで預かり所を持った事業所もございますけど、そこが拡大するのも対象になってくるんですかね。

例えばゴルフ場なんかだと、キャディーさんの子供さんを預かって今やってみえて、保育所という形で申請されるという動きがあるということも聞いているんですけど、そういうのも対象になるんですか。例えば可児市の事業所によると、カヤバとか大手の企業なんかでも保育所というのは動きがあるんですか。何か情報がありますか。

○税務課長（宮崎卓也君） ちょっと対象になるかならないかというのは、この法律の規定の中で国の子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けないといけないものですから、それを受けたというのがまず大前提でございますので、その補助を受けた事業所で対象になってくる事業所がどれだけあるかということですが、動きとしては、実は予定では、先ほどもちょっと予定があるということをおっしゃっていましたが、2件ほど事業所で、にのこの保育園、7月ぐらいに開設予定と聞いているんですが、二野の横井モールドですかね。それから、スマイルネストバロー広見保育園、これは9月の開設予定なんですが、これは広見の前ホームセンターがあったところという予定は聞いております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようでしたら、済みません、1つ。

附則第1条第2号で、いずれか遅い日というのがございますね。ここは今現状はどういうことになっているのでしょうか。

○税務課長（宮崎卓也君） まだ実は都市緑地法の改正は、公布はされているんですが、施行日がまだ決まっていないという状態でしたので、こういう規定になっています。状態としては、議案を上げた時点でまだ施行日が決まっていなかったということです。

なぜこういう形でしたかといいますと、単に都市緑地法の施行日としちゃった場合、都市緑地法の改正が議決より早かった場合は、議決より先に条例が施行されることになってしま

うと。それから一方、公布の日というふうにした場合、今度は都市緑地法の改正が公布の日より遅かったときは、改正都市緑地法が施行されてもいないのに条例を施行してしまうということになってしまうというふぐあいがありましたので、公布と都市緑地法施行の両方の条件を満たされることになるいずれか遅い日という規定の仕方にしたという経緯がございます。

都市緑地法の施行日自体がまだ決まっていないということでございます。

○委員長（伊藤 壽君） もう一つよろしいですかね。

最初の第 38 条で、参酌して一番安くなる税率をとられたということですが、あとこの趣旨として、ほかに何か、どうしてこうとられたかというその意図というか、何かございましたらお願いします。

○税務課長（宮崎卓也君） 3分の1という低い率にした理由ということでよろしいですかね。

これもこども課と協議した中で、保育の受け皿に対する支援ということで、税制上も可能な限りの優遇措置を講ずるということを目的としております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第 37 号 可児市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 37 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは資料番号 1、議案書 47 ページをお願いいたします。あわせて資料番号 5、提出議案説明書 4 ページをお願いいたします。

議案第 38 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。改正理由につきましては、地方税法の改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）による都市計画税の課税標準の特例を定めるものでございます。

詳細な内容につきましては、税務課長から説明を申し上げます。

○**税務課長（宮崎卓也君）** そうしましたら、引き続き先ほどの委員会資料のNO. 1 で説明させていただきます。

今回の都市計画税のほうの改正につきましては、議案第 37 号の可児市税条例の改正の中で説明させていただきましたわがまち特例の都市計画税分について規定するものでございます。

この資料で言いますと、一番左の欄、括弧でくくった条項、これが都市計画税条例の条項になっております。

付則第 1 条の 3 の規定は、固定資産税と同じく、特定事業所内保育施設（企業主導型保育事業）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の 3 分の 1 とするものでございます。

その下の欄の付則第 1 条の 4 の規定も、これも緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例割合を、課税標準となるべき価格の 3 分の 2 とするものでございます。

なお、税条例の第 38 条の 2 に該当する固定資産、つまり児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋・償却資産につきましては、こちらは法の規定によりまして、固定資産の課税標準を都市計画税の課税標準とするようになっておりますので、今回の都市計画税条例の改正にはあらわれておりませんが、自動的に固定資産税と同じ特例割合が都市計画税にも適用されるということになります。

次に、資料番号 1、議案書の 47 ページのほうをごらんください。

第 1 条中付則第 9 条の改正、これは今説明いたしましたわがまち特例の追加に伴う条文整理です。

次のページ、第 2 条中第 9 条、これも同じ第 9 条でございますが、この改正規定も同様でございます。

最後に附則でございますが、施行期日については公布の日を原則としますが、税条例と同じく、第 2 条の規定は公布の日または都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日のいずれか遅い日からとなります。以上です。

○**委員長（伊藤 壽君）** ありがとうございます。

これより議案第 38 号に対する質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論はないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議案第 38 号 可児市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第 38 号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

それではお諮りいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、事前質疑 1. 条例の制定、改廃時の条文についてを議題といたします。

それでは、野呂副委員長、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（野呂和久君） 条例の制定・改廃時の条文について、条例の関連条文に統一性が見られないと考えるがどうか、また今後の方針は今までどおりとするのかについてです。

例として、今回の子育て健康プラザの設置及び管理の条例案にあります使用の制限で、暴力団員の条文がないです。それは平成 24 年度の暴力団排除の条例があるということが理由ということですが、昨年の暴力団排除条例施行後、改正がされている条例に、体育施設と福祉センター、文化創造センターがありますが、それぞれ一部改正と新設された条例がありますけれども、全て暴力団員の条文が削除されないまま残っています。

所管課ごとで条例の内容にばらつきがあるというふうに感じましたので、今回、質問をさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして執行部の説明を求めます。

○総務課長（肥田光久君） よろしく願いいたします。

お答えいたします。

野呂副委員長御指摘のとおり、市の公の施設の設置及び管理に関する条例における暴力団排除の規定につきまして、一貫した形では制定されておりませんで、統一性がないという部分については否めないというふうに考えております。

今後新しく制定する条例につきましては、当該条項を記載しないということで統一していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○副委員長（野呂和久君） そうしますと、現在暴力団員の条文の入っている条例については、今後改正等が行われる段階で順次削除していくということによろしいでしょうか。

○総務課長（肥田光久君） 当該暴力団を排除する条項につきましては、平成 24 年に制定しました暴力団排除条例を制定する以前から個々に規定してきておるものがほとんどでございます。

所管ごとでその条例にばらつきがあるという御指摘ではございますけれども、暴力団の取り扱いについて異なったことを規定しておるわけではございませんで、市の政策ですとか事務事業に影響があるわけではなくて、問題は特にないというふうに考えておりました、今後、そういったものをわざわざ削除するということまでのことは考えておりません。以上です。

○副委員長（野呂和久君） そうしますと、各所管ごとでその条文をどうするかということは、今後は、そういう判断の仕方ということは、今までどおりというふうに捉えればよいということですか。

○総務課長（肥田光久君） 既に制定してあるものについて、削除しておくとかそういうことではございませんで、今後制定していくものについては、もう改めて規定はしていかないというものでございます。

申し上げましたけれども、既に既存の条例で個々に規定してある条項、過去に規定してきたものについては、わざわざその削除をするということは現時点では考えておりません。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑がないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

以降の議事に関係する部課長以外は、御退席をしていただいて結構でございます。

休憩 午前 9 時 57 分

再開 午前 10 時 08 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

初めに、報告事項 1. JR 東海リニア中央新幹線大森非常口に係る大森財産区所有地の処分についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総務部長（前田伸寿君） それでは、資料 3 でございます。

大森財産区のリニア中央新幹線、大森非常口の件につきまして、9 月議会に財産処分の議案、それから旧慣による公有財産の使用廃止の議案を上程させていただきます。

詳細な内容については、管財検査課長から説明を申し上げます。

○管財検査課長（安藤重則君） それでは説明させていただきます。

資料に基づいて説明をいたします。

まず 1 点目ですが、事業の概要についてです。

詳細については、1 枚めくっていただきまして、概要図をごらんください。

図面上が北、図面下が南となります。

図面右上に大森新田交差点、市道 27 号線と県道多治見白川線の交差点から南西の方向へ約 500 メーター離れた地点に、今回、大森非常口が建設される予定です。

黒色の点線部分につきましては、リニア中央新幹線の本線となりまして、地下 40 メータ

ーから 80 メーターの地下走行となります。その本線から緑色の部分につきましては、斜坑と呼ばれる地表に出るトンネル部分でございます。

続きまして、赤色の部分につきましては、その斜坑から出たところに非常口ということで換気施設等が建設される予定です。さらに非常口から青色の部分につきましては、管理道路ということで、県道へ抜ける管理道路となります。

続きまして、補償内容について御説明いたします。

まず赤色のAの部分ですが、Aにつきましては大森財産区からJ R東海に売り払う部分でございます。

続きまして、緑色の実線部分、Bにつきましては、地下5メーターから30メーターの間に斜坑が通る部分において、区分地上権を設定するところでございます。緑色の点線部分につきましては、地下30メーター以上の深さとなりまして、本線と同様に権利設定をされることはございません。

続きまして青色の部分ですが、青色の実線部分につきましては、新たにJ Rが新設する管理道路となります。これにつきましては、完成後に大森財産区のほうへ帰属される予定です。青色の点線部分につきましては、既存の道路をJ Rが改良いたしますことで、青色の実線部分・点線部分につきましては、大森財産区の所有の管理道路となります。このため、J RがこのCの部分について通行地役権を設定するものでございます。

続きまして、補償額についてでございますが、1枚目に戻っていただきまして、Aの非常口売り払い部分につきましては、売り払い単価に面積を掛けた約5,119万円ほどの補償費となります。続きまして、Bの部分の地上権設定費につきましては、売り払い単価に地上権設定率を掛けまして、約158万円ほどの補償費となります。続きまして、Cの地役権設定費用につきましては、売り払い単価に地役権設定率を掛けまして632万円ということで、合計5,910万円の補償費となります。

続きまして2点目、経緯及び今後の予定でございますが、これまでの経緯といたしましては、大森財産区について記載をしておりますが、同時期に大森新田自治会にも説明をしております。

主なところでは、平成28年4月26日に、当初の計画より非常口が変更となりまして、位置変更についての説明、あと測量の立ち入りのお願いをしております。それから数回の協議を行いまして、平成29年4月13日には大森財産区において補償内容等の提示をしております。その翌月、5月19日には、大森財産区の補償内容等の同意、あと保安林解除等についての同意をいただいております。

今後の予定といたしましては、本日の説明後から土地売買仮契約の締結を行います。また、旧慣使用権廃止部分の確定のため、分筆作業等の手続を行ってまいります。この後、9月議会には議案の上程をさせていただく予定です。10月には区分地上権、通行地役権の設定契約を締結する予定です。

裏をごらんいただきますが、3点目につきましては9月議会に上程する議案についてです。

3つございますが、1点目が財産処分についてということで、概略図のAの部分ですが、売り払い部分になるところについて議案を提出する予定です。2つ目については、旧慣による公有財産の使用廃止ということで、A、B、Cの部分について議案を上程する予定です。3つ目につきましては、補償費の歳入によりまして、大森財産区特別会計補正予算について上程をする予定です。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しましては、後ほど現地のほうを委員会において視察したいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、この件はこれにて終了いたします。

それでは、管財検査課長、都市計画課長は退室いただいて結構でございます。ありがとうございました。

それでは、続きまして報告事項2. 報告第6号 出資法人の経営状況説明について（土地開発公社）を議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） それでは、報告第6号 出資法人の経営状況説明についてお願いをいたします。

議案配付資料の9と10を使って御説明いたします。

まず初めに、平成28年度可児市土地開発公社の事業報告と決算書を資料の9でお願いいたします。

1ページをお願いします。

1ページは平成28年度の事業報告でございます。

1. 事業の状況でございます。

(1) 公有地取得事業としては3件ございました。

表にございますように、市道112号線の道路整備事業として231.85平方メートル、4,456万7,201円で取得をいたしております。このうち約3,757万円については補償費でございまして、純粋に土地取得費としては約700万円でございます。

次に、市道117号線でございます。218.88平方メートル、1,043万5,032円。

続きまして、市道2211号線、358.64平方メートル、1,032万8,832円で取得をいたしております。

(2) 公有地処分事業は2件ございます。

まず、可児駅前線整備事業として264.05平方メートル、8,347万1,951円でございますが、このうち補償費は約7,370万円ございました。

次に、土田渡多目的広場整備事業として1万5,965.11平方メートル、6,208万4,782円でございます。

2の財務の状況でございます。

事業収益については1億4,556万5,733円、事業外収益として受取利息30万5,582円を収入し、収入合計は1億4,587万1,315円です。

支出は、事業原価1億4,555万6,733円、販売費及び一般管理費2万302円、支出合計1億4,557万7,035円となりまして、当期の純利益は29万4,280円でございます。

活動資金につきましては、金融機関からの借入れはなく、余裕金7億4,000万円を定期預金として運用いたしております。

2ページをお願いします。

監査の実施状況でございますが、平成28年4月に平成27年度の事業報告と決算の監査を受けております。

4. 一般庶務事項でございます。

(1)の公社役員の任命等でございますが、これは市職員の人事異動によるものでございまして、平成28年4月1日付で任命が3人、平成29年3月31日付で辞任が3人となっております。

(2)の職員の人事異動等でございますが、平成28年4月1日の人事異動で1人異動をしております。

(3)理事会の状況でございますが、3回開催をしております。5月に平成27年度の事業報告と決算の承認、11月に平成28年度の変更事業計画と補正予算の承認、平成29年3月に平成29年度の事業計画と予算の承認をいただいております。

続きまして、決算に移ります。

3ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

1の収益的収入及び支出としまして、(1)の収入でございます。

決算額につきましては先ほど1ページで御説明しておりますので、決算額の右側、予算額に比べ決算額の増減という欄をごらんいただきたいと思います。

上から2行目の公有地取得事業収益で770万円余りの減となっておりますが、これは市が予算を充当する事業の調整を行いまして、買い戻し予定の一部を平成29年度に変更したことによるものでございます。

その下の附帯等事業収益の9,000円でございますが、これは坂戸の県総合教育センターの跡地に立ちます電柱等の占用料としての収入でございます。

その下、(2)の支出でございますが、真ん中あたり、販売費及び一般管理費でございますが、決算額2万302円です。これは役員報酬と事務用品代でございます。

4ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

(2)の支出でございますが、公有地取得事業費でございます。決算額8,941万1,065円で

ございますが、この中には可児駅前線の補償費 2,408 万円の支払いを含んでおります。

不用額として 4,300 万円余りがございますが、この理由といたしましては、地権者との交渉中あるいは事業見直し等のために契約に至っていないなどの理由によるものでございます。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

平成 28 年度の損益計算書でございます。事業収益等につきましてはこれまで説明をしたところでございますが、差し引きをしまして、最下段、当期の純利益としましては 29 万 4,280 円となっております。

6 ページは平成 28 年度の貸借対照表でございます。

左側、資産の部、1 の流動資産として、(1)の現金及び預金でございますが、8 億 879 万 6,287 円でございます。(3)から(5)は土地でございますが、土地の合計は 4 億 9,178 万 4,866 円でございます。以上、流動資産の合計としまして 13 億 58 万 1,153 円でございます。

その下、2 の固定資産としましては、長期性預金、これは基本財産分でございますが、500 万円。

以上、資産の合計としまして 13 億 558 万 1,153 円でございます。

右側に移りまして、負債の部でございますが、負債はございません。

その下、資本の部でございます。資本金として基本財産が 500 万円。準備金でございます。前期繰越準備金ですが、平成 27 年度からの繰り越しとして 13 億 28 万 6,873 円。当期の純利益として 29 万 4,280 円でございますが、資本の合計としましては 13 億 558 万 1,153 円でございます。負債資本合計も同額となっております。

では、7 ページをお願いいたします。

財産目録になります。それぞれの内容は先ほどの貸借対照表と重なるものでございまして、左側の一番下、資産の合計は貸借対照表の資産合計と同額でございます。右側の負債の部も同様、負債の部と同額でございますが、右下のところでございますが、正味財産としましては 13 億 558 万 1,153 円となっております。

8 ページはキャッシュ・フロー計算書でございます。

これは資金の増減をあらわしておるものでございまして、一番右側の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの平成 28 年度分の動きを見ていただきたいと思いますが、先ほど来説明をしておる部分でございますが、説明していない部分は、真ん中あたり、小計の 2 行上のところで未払い分の人件費の支出というものがございます。この 5,000 円につきましては、平成 27 年度、平成 28 年 3 月に開催をいたしました理事会の役員報酬の未払い分を支出したものでございます。

このような現金の増減がございまして、下から 3 段目、現金預金の増減額としましては、5,643 万 4,948 円増額しまして、期末の残高としまして 8 億 879 万 6,287 円となっております。

9 ページ以降につきましては、附属の資料でございます。

9 ページは、公有地の取得の状況、処分の状況の一覧でございます。

10 ページは、公社の保有土地の明細表でございます。

11 ページにつきましては、保有土地の増減の状況をあらわしたものでございます。

12 ページが資本金・出資金の明細、基本財産の明細と現金預金残高明細でございます。

13 ページは引当金の明細表ほかでございますが、該当はございません。

以上が平成 28 年度の可児市土地開発公社事業報告と決算書でございます。

続きまして、資料番号 10 をお願いいたします。

平成 29 年度可児市土地開発公社事業計画書及び予算書でございます。

まず 1 ページをお願いいたします。

事業計画でございます。

公有地取得事業につきましては 1 件予定をしております。市道 117 号線の道路整備事業でございます。この道路は可児駅西側の南北道路になりますけれども、ここで 664 平方メートル、3,278 万 9,000 円を予定しております。

続きまして、公有地の処分事業につきましては 3 件でございます。

1 つ目として、土田渡多目的広場整備事業でございます。この土地については、平成 28 年度、平成 29 年度の 2 カ年で処分をすることになっておりまして、2 年目となります。1 万 2,097 平方メートル、5,495 万 3,000 円でございますが、そのうち諸経費が 770 万円余りとなっております。これは測量費、登記費などでございます。

2 つ目、市道 117 号線道路整備事業でございます。266 平方メートル、1,269 万 5,000 円。

3 つ目、市道 2211 号線でございます。358 平方メートル、1,032 万 8,000 円でございます。処分の合計としましては、1 万 2,721 平方メートル、7,797 万 9,000 円でございます。

2 ページをお願いいたします。

予算でございます。

先ほど 1 ページで説明した部分と重なる部分については省略をさせていただきます。

第 3 条の収益的収入及び支出のところでございますが、事業収益の第 2 項附帯等事業収益につきましては、先ほど決算でも御報告しました坂戸の中電の電柱の占用料 9,000 円、それから第 2 款の事業外収益の受取利息につきましては 48 万 9,000 円を予定しております。

支出につきましては、第 2 款の販売費及び一般管理費につきましては 7 万円で、役員報酬と事務費を予定しております。

1 ページ飛びまして、4 ページをお願いしたいと思います。

4 ページは予算の実施計画でございます。

下の表の支出の 2 つ目、販売費及び一般管理費でございますが、先ほど御説明した 7 万円の内訳としまして、人件費、役員報酬が 2 万 5,000 円、経費、事務費として 4 万 5,000 円でございます。

ちょっとページが飛びまして、7 ページをお願いいたします。

7 ページは平成 29 年度末の予定の貸借対照表でございます。先ほどの事業を行った結果、このような結果になると予定をしております。

8ページと9ページにつきましては、平成28年度の予定の損益計算書と貸借対照表となっておりますが、先ほど平成29年の予算書の5ページと6ページで御説明したものが金額が確定したものとなっておりますので、説明は省かせていただきます。

以上で報告を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより、この件に関しまして質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑はないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、報告事項3. 岐阜医療科学大学可児キャンパス開設についてを議題といたします。

それでは執行部の説明を求めます。

○総合政策課長（瀨瀬新吾君） それでは、本日の委員会資料のNO.4をお願いいたします。

岐阜医療科学大学可児キャンパスの開設の中間報告をさせていただきます。

本年2月3日の議会全員協議会でも説明をいたしておりまして、その後の状況などを中心での御説明となります。

まず1つ目、可児キャンパスの概要でございます。

開設としましては、平成31年4月を予定しております。

開設学部等は、看護学部と助産学専攻科でございます。新たな医療系学部、これは薬学部を構想されておりますが、その設置についても予定をされております。看護学部と新設学部等全体で、平成31年4月の開設時点では約300人、全ての学年がそろいます平成36年度には約1,000人の学生の規模となる予定でございます。

2つ目、今後の主な日程でございます。

これは予定の部分も含んでおりますが、6月におきましては岐阜医療科学大学と市との間で基本合意書を締結しております。この内容としましては、平成31年4月に大学を設置すること、市はその大学設置に協力をするという、また大学施設の市民の利用等に配慮することなどを盛り込んだ内容となっております。あと、6月には看護学部の設置等に関して、文科省へ届け出等がされる予定となっております。

8月には看護学部の設置について公表される予定でございます。

10月に入りまして、名城大学との土地に関する契約の変更ということでございまして、譲渡契約、それから無償貸与した土地の契約解除等を予定しております。

12月には市有地の無償貸与等大学設置支援に関する議案を上程させていただく予定としております。名城大学に貸している土地を、改めて岐阜医療科学大学に貸すというような内容になります。その議案と関連しまして、岐阜医療科学大学と市有地の使用貸借契約もこの

12月に締結する予定でございます。

平成30年に入りまして、1月には現在の大学の施設等の管理が岐阜医療科学大学に移ります。施設の利用につきましては、体育館等でございますが、これまでどおり可能でございますが、校舎の工事等に入りますので工事期間中は使えないということがございます。

3月には岐阜医療科学大学が文部科学省へ新学部の認可申請を行います。また、校舎の新設、既設校舎の改修等の工事も始まる予定でございます。

平成30年8月には新しい学部の設置認可の予定でございます、平成31年2月に校舎が完成し、4月に開設となる予定となっております。

3つ目としまして、大学立地の効果につきましては①から⑥まで上げておるようなものが期待できまして、こういった大学立地による効果を促進させるために市としての支援策を検討中でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 委員会でも先日大学のほうに行ってきたんですが、一番気になるのは薬学部の新設ということなんですが、率直に聞いたんですが、付度も使わないんでわかりませんという御返事だったんですが、どうなんですか、その辺の可能性というのは。

○総合政策課長（瀬瀬新吾君） 薬学部の新設については、今後、文部科学省に、事務相談からスタートして、協議を進めていくというふうに聞いております。平成31年4月の開設を目指してこれから進められていくというふうに聞いております。以上でございます。

○企画部長（牛江 宏君） 補足させていただきます。

市としては、今、議員のおっしゃられた薬学部、新学部についてはぜひ実現させたいということで、市長以下、万全の支援はしていきたいという姿勢ではおります。

ただ、今、総合政策課長が申し上げましたように、まだ事務相談も行ってない段階で、うちが勝手に動くことはできませんので、今の段階としては、まず大学側がうまく動けるようなうちの支援体制を充実させること、それから必要に応じて、大学側の要請に応じて関係機関との連携を深めること、そういうことを中心に進めさせていただいております。以上でございます。

○委員（酒井正司君） ありがとうございます。

全身全霊をもって取り組んでいただきたいと思います、2点ほどちょっとお伺いしたいのは、学生予定数は書いてあるんですが、これに伴う職員の数がどれぐらいになるかということと、それから平成30年の1月の下の市民の施設利用はこれまでどおり可能ということが書いてあるんですが、これまでどおりは実際問題使えないんですね。というのは、今まで学生のいるときは、学食、図書館、体育館、避難所、これらは全て使えたので、それはあり得ないんですが、どういう意味でどの程度使えるのか、ちょっと教えてください。

- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） 職員数については、まだ具体的にお聞きはしておりません。
- それから施設利用につきましては、確かに学食は開いておりませんので使えません。ここで言っている意味は、体育館等については使用が可能ということでございます。また、避難所としての利用も現状としては可能というふうに聞いております。以上です。
- 委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はお願いいたします。
- 委員（可児慶志君） ちょっと再確認で、平成 31 年 4 月が約 300 人というふうに書いてありますが、それぞれの学部、専攻科、あるいは薬学部はどうか分かりませんが、それぞれにおいて、詳細はどんなような感じになっていますか。
- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） この 300 人の内訳でございますが、看護学部が 200 人、これは 1 学年と 2 学年の 100 人掛ける 2 で 200 人でございます。新学部については、1 学年の 90 人で、あと助産学専攻科というのは、これは 1 学年で 20 人でございますが、その 20 人を予定しております。以上でございます。
- 委員（可児慶志君） 放射線科とか何かはどうなっているのかな。ここに出してないんだけど、なかったっけ。
- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） 放射線の学科については、関のキャンパスに残るというふうに聞いております。
- 委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はよろしいでしょうか。
- 〔挙手する者なし〕
- それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。
- 続きまして、報告事項 4. 地方創生加速化交付金事業の結果についてを議題といたします。
- それでは執行部の説明を求めます。
- 総合政策課長（瀨瀬新吾君） この地方創生に関しましては、平成 27 年度に総合戦略を策定いたしまして、毎年度必要な見直しを行ってきております。昨年度も 9 月議会に報告をさせていただきましたし、今年度もその予定でございますが、この地方創生に関連いたしまして、国の交付金を使った事業について議会に報告をさせていただくものでございます。
- 本日の委員会資料 NO. 5 をお願いいたします。
- 地方創生加速化交付金事業の結果についてということで、これは戦国城跡巡り事業、事業費としては 3,679 万円でございます。これは、戦国時代の城跡を活用して体験型イベントや環境整備などを行って、活動人口をふやし、新たな交流人口もふやしていくと、そういったことを狙いとして行ったものでございます。
- 大きくは 3 つの事業に分かれて実施しております。
- 1 つ目、戦国いくさ体験でございます。これはチャンバラ合戦～戦 I K U S A～ということで、委員の皆様もいろんなところで目にされたりしたことがあるかと思えますけれども、この事業によりまして、城跡の認知度を高め、また地域イベントや城跡整備などに活動される地域の皆さん、そういった人たちをふやすことができたということでございます。イベントへの参加者としては約 6,000 人ということでございました。

2つ目の活動団体の充実と城跡環境整備ということでございますが、各城跡の整備をしている団体を支援したり、整備が進んでいなかった城跡の木の伐採などを行ったり、また情報発信ということで、城跡専用のホームページをつくったり、またPR動画を作成したりしております。また、市内の山城にかかわる団体を取りまとめる可児市山城連絡協議会を立ち上げまして、それに対する活動支援なども行っております。

3つ目としましては、山城に行こうというイベントでございます。これは、山城連絡協議会、市や企業、またほかの市の城跡活動団体などと協力をしてイベントを行ったものでございまして、市外へのPRなども効果があったというふうに考えております。参加者としては1,000人余りでございます。また、運営側で地域住民が約200人かかわっておると、そんなような成果もございました。

裏へ参りまして、この事業につきましてはKPIという重要業績評価指標を設定しております。その結果でございます。

まず指標の1の山城活用をするための活動人数でございますが、目標25人に対して68人。指標の2ですが、観光交流市民活動団体数としては、目標11団体に対して12団体。指標3の市内観光施設入り込み客数については、目標378万人に対して358万人。③については達成をしておりますませんでした。

下にありますように、事業による成果といたしましては、るる書いてございますが、下から3行にありますように、新たな観光交流人口がふえたというようなこと、また山城にかかわる活動団体や山城連絡協議会の活動基盤を整えることができたというようなことがございます。

指標に対する評価としましては、特に達成できなかった3つ目の指標については、下から3行にございますけれども、平成27年に花フェスタ2015がございまして、それによってかなり入り込み客数がふえたわけですが、その分が平成28年度には、花フェスタの分だけで24万人余りが減少しておりました。一方で、新たに観光交流人口として12万人の増加もございましたので、差し引きとしては12万人の減ということでございました。

やはり花フェスタの影響が大きかったわけですが、今後も花フェスタも含めたいろんな観光資源を使って交流人口をふやしていく必要があるということで、右側、今後の展開と改善点でございますけれども、引き続き山城への誘導をしていくということと活動する人をふやすということ、新たな仕掛けとありますけれども、これは兼山ぶらり歩きというようなことで、兼山地区において竹明かりを使ったイベントであるとか、歩行者天国、そんなようなこともやりながら、引き続きこの目標、観光交流人口の増加や活動団体の増加、そういったものに取り組んでいく予定でございます。

報告は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

以上で報告事項は終了となりますが、そのほか御質問のある方はいらっしゃいますか。

○委員（林 則夫君） 報告事項ではございませんが、委員ほか執行部の皆さんに御認識をいただき、宿題にさせていただければよろしいかと思うわけですが、これは所管をまたぐ部分があったもんですから、できれば連合審査のような形がいかかなものかなあと思ったわけですが、きょうはとりあえず所管の分についていろいろお話をいたしたいと思うわけでございますが、今まさに雨季に入ったわけでございますが、この後、大雨の予報もあるようでございます。

また、防災・防火、いろいろと消防団の皆様には御苦勞をかけるわけでございますが、その上に、また防火・防災、それから東海沖地震等々の話があるわけでございますが、その上にまた最近では北朝鮮からミサイルが飛んでくるというような話もあるわけでございますので、そうしたものに対する対応をしていただかなければならない時期に、団員の定員に満たない地区が多数あるわけでございますが、きょうは各そうした地域の自治会長または消防団の役員の皆様にかわってちょっとお話をしたいわけでございますが、定員に満たない地域の消防団について、これはいろいろ御努力をなさった上でのことであって、いたし方ないと思うわけですが、さりとてその地域の自治会、またその団の皆様方に、うちは 20 人の定員に達していないということで、肩身の狭い思いをさせるようなことがあってはまことにお気の毒だなあということを常に考えておるわけでございます。

消防団というのは非常に長い歴史と伝統があるわけでございまして、当初、消防の操法の場合は 10 人ぐらいでやったときもありますし、昭和 40 年代には 7 人で操法をやって、現在では 5 人で操法をやっておるわけなんですけど、実は現地出動というときには、全員が集まって出動するという事は非常に不可能でございます。

それで、ここで何人にしたらどうかと、こうかという話ではなくして、現在、操法が 5 人でできて、消火活動ができれば、最低 5 人、そしてまた 2 倍なり 3 倍なりの団員数で 1 団を編成するようなことも考えられるのではないかというようなことを考えておるわけでございまして、私が消防団にかかわった 40 年ほど前には、消防団員の希望者が多くて、翌年回し、また再来年回しにしたような経緯があるわけでございますが、そのときでも、これはひょっとすると将来団員が足りないようなことがあるかもしれんということと、それから日中に男性がいない場合には女性の消防団もあってもいいんじゃないかということで、私は、昭和 52 年でしたかね、平牧消防団に女性消防団をつくったわけでございますが、その間、ずうっと 40 年にわたってそういう声もなかったわけでございますが、最近になってまた女性消防団ができて、そしてフォローをしていただけるというようなことで、まことに結構なことかと思うわけでございますが、いずれにしても最近消防にお願いしてもなかなか入団してもらえんというようなことでございまして、私は昭和 53 年に消防団の団訓をつくりまし

て、先般、防災安全課長には渡しておいたわけですが、当時は20歳から32歳までというようなことでそうした団訓をつくって、その一部が今でも可児市消防団の一部のあれに使われておるようでございますけれども、何とか英知を絞って地域住民・地域市民の生命・財産を守っていただかなければならないということで、この辺のことを真剣に考えていかなければならないかなあというふうに考えておるわけでございます。

きょうは防災安全課長においでをいただいたわけですが、答弁をしていただけるというような話ではございませんので、何とかこうした話を認識いただいて、真剣に考えていただければありがたいと思うわけでございます。

歴史の移り変わりとともに、戦後70年もたてば、またいろんな事態が発生をしてくるわけございまして、専門家のいろんな御意見を聞いて総合会館をつくったときの私は建設委員の一人であったわけですが、今の総合会館というのは、これは南北が裏返しになっておるわけございまして、本来なら今の北側が南側へ向く設計であったわけですが、いざ建設するという段になって日照権の問題が出てきたわけございまして、南北が裏返しになっておるのが現在の総合会館であります。

そのときにある委員から話が出たのは、この本庁舎から橋で通路をつくって渡したらどうかというような話もありましたし、私はそのときに、当時は林町長だったと思うんですが、将来のためには地下道で結んで、それでこれを核シェルターにしたらどうかというようなことも言ったわけですが、当時は笑い話になって終わったわけですが、また戦後70年たってこんなような時代になってきたということでございまして、本当に市民の安全を考える上においては、みんなで英知を絞らなければならぬと思っておるわけでございますので、この点、ぜひよく御認識をいただきたいと思うわけでございます。

それから、先ほど申し上げましたように、所管は違いますが、今、民生児童委員のなり手がいないということで、困り果てた自治会は自治会長が何か兼任をするというような事態もあるわけございまして、またいろんな団体においても、役員になり手がいないとか、いろんな問題があるわけございしたので、そういうものを総合的に考え合わせて、何とか今後の市政に反映ができればというようなことございまして。

とりあえず、市民の生命・財産にかかわるところの消防団のあり方というものをぜひ御検討いただきたいということで、きょうは発言をさせていただいたわけございまして、何とぞよろしくお願いいたしたいと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関しては、回答は要らないということで。

○委員（林 則夫君） 何かあればいただいてもいいですが。防災安全課長がせっかく来てくれているので。

○総務部長（前田伸寿君） 何点か御意見をいただきました。

特に最初に出ました消防団につきましては、団員の確保が重要課題であるということは市としても認識をしておりますので、これから将来にわたって団員の確保というのは非常に重要な施策だということで進めておるところですけれども、やっぱり非常備消防という部分で、

消防団、やっぱり現行体制は必要だろうという認識であります。

よって、団員が不足しておっては現行体制を保てませんので、消防団のイメージアップ、それから消防団員に対する処遇、こういった面で部分的には改善をしてきておりますが、これから先も、定員の見直し、それから処遇、PR等、市民に対して消防団活動というのは非常に市民にとっての重要な役割であるということも認識してもらいながら、PRに努めて、ぜひ協力してもらって、団員が保てる、定員数が保てるような形で進めていきたいというふうには認識をしておるところでございます。

核シェルターについては、まだ今のところ具体的にどうということはございませんので、今後また研究させていただきます。

あと、そのほか役員のなり手が無いという話もいただきましたけれども、こういうところにつきましても、それぞれ各所管がございいますので、どういった役職でどういった成果が出るかも含めて、PRをしながら役職の人数が確保できるように努めていきたいというふうには考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの件はこれで終了とさせていただきます。

ほかに御質問等ございましたら。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で報告事項等は終わりいたしますのでよろしくお願ひします。

では、執行部の方は御退席していただいて結構です。大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 10 時 58 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、協議事項 1. 議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

5月の議会報告会におきまして、意見の交換の際に出されました市民意見の中で、総務企画委員会に振り分けられたものを、お手元の資料 6 として配付させていただいております。これについて、その取り扱いにつきまして協議をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

資料 6 ですが、お願ひしたいと思います。

議会報告会での意見の取り扱いについてということで、空き家の固定資産税の住宅用地の特例措置を含めた対策についてということで、兼山地区では約 500 世帯のうち 47 件が空き家となっている。1 割弱が空き家となっている。建物を壊すと固定資産税の住宅用地の特例措置がなくなり、上がる。何とかならないかというような意見を議会報告会でいただいております。

これにつきましての取り扱いをどうしていくかを決めていきたいと思いますので、協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、意見のある方はよろしくお願いします。

どうですか、御意見はございませんか。

○委員（可児慶志君） 兼山地区で 500 世帯の次元じゃない。

兼山という地域というのはなかなか、私も親戚があるので住みにくいところであるというのがよくわかるんですけども、団地の場合は、どうしても身寄りがなくて出ていってしまうと空き家になってしまうというのは、両方の隣近所とのコミュニティーとかコミュニケーションが十分できていないがために話し合いもできないかもしれないんですけど、兼山地区だと、ずうっと昔から住んでいて、隣近所同士での話し合いとか、譲渡の話とか、貸し出しの話だとか、そういったものというのはなかなか形成するのは難しいかなあと思うんですけど、そういうところから、地域コミュニティーからちょっと考えないといけないところがあるんじゃないかなあという気が一つはします。

税法上の問題とかそういった問題も一つはあるけれども、ちょっと別の観点でそんな感じがする、イメージとしてそんな感じがちょっとしましたね。ちょっとごめんなさいね、フリートークみたいな話になって。

○委員（大平伸二君） 今、可児委員が言われたようなことで、この税制の問題だけでなく、兼山地区というのはいかに全体をどうするかという問題であって、税制の問題で措置を講じたとしても問題解決にならないというところがありまして、何とか兼山地区の全体を考える、移住も含め、これからどうしていくかということを含めていくと問題解決になっていくのではないかなあと思っていますので、その辺はちょっと税制だけの問題じゃないと思いますので、一度御検討願いたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに御意見のある方はお願いします。

○委員（林 則夫君） 兼山は私も出席をしたわけでございますが、いずれも同じような状況にあるわけでございまして、特に東明小学校校下ですね、平牧、久々利になるわけですが、あそこは昭和 50 年代には 1,000 人近い子供がおったわけなんですけど、ことしから 1 学級しかできないんですね、新入生が足りなくて。ただ 1 人のことなんです。

それで、教育委員会にも話してみたんですが、そうした中で、今、学校の先生、教職員の皆さんが教職員住宅に住みたがらないそうですね。ですから、東明小学校校下の中には、市全体ですけれども、空き家が幾らでもあるもんだから、そういうところへ先生方が家族ごと住んでいただいて、そして子供 1 人を東明小学校へ入れてくれれば、これで 2 学級できるんじゃないかというようなことを言って、教育長にもぜひそういうことも将来考えたほうがいいよということを言っておいたわけなんですけど、空き家なんていうのは、2 年までぐらいは空き家ですけれども、3 年たつともう廃屋になるんですね、これ。

だから、廃屋になったらもう鮮度ゼロで、要するに廃屋です。もう行政代執行を待つしかないというような形になるもんですから、税制の問題もさることながら、住んでもらうだけ

で結構いい家賃になると思うんです。だから、管理費のかわりに住んでいただけるといいような発想で、今後、会社の社宅なり、そうした形で活用をしていけるような方法を考えたほうがいいのではないかとというようなことを言っておるんですが、そんなこともぜひ検討していただきながら、廃屋になる前に活用をしていけるような方法を考えていくべきじゃないかなあと考えております。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見がありましたらお願いします。

質問もないですか。

野呂副委員長、このテーマの取り扱いについて、それぞれ今後委員会として、課題として捉えていくのか、承知しておく程度にとどめておくのかという、そういったところも含めて、御意見があればお願いしたいと思います。

○副委員長（野呂和久君） 先ほどの発言をされた各委員がおっしゃったとおりで、税制という問題だけではちょっと片づけられないいろいろな観点から総合的にというところもあります。

総務企画委員会ということは、その税制ということで、今回、総務企画委員会のほうにこの課題についてということでも来たかと思いますが、どうしても建設市民委員会との絡みもありますので、これにつきましては、今回につきましてはそういうことで聞きおきといいますかという形にして、どちらかという総合的な観点からということだと建設市民委員会のほうでまた検討をしていただくか、または空き家については対策の協議会も立ち上がっておりまして、計画を今策定中ということもありますので、そうした計画がまた出てきた時点でまた検討していくということもあるのではないかとこのように思っておりますので、今回は聞きおきという形でどうかというふうに思っておりますが。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見がありましたら。

○委員（林 則夫君） 先般、兼山でやったときに、何か雨が降ると公民館あたりは水浸しになるとか、何か膝の下かくるぶしまでぐらい水がつくというようなお話があったものですから、ほかの事案は別にして、そういう緊急の事態は何とかせんといかんなあということで、ちょうど兼山は金曜日だったものですから、即というわけにはいかなかったものですから、月曜日の朝、建設部長に、こういう話を聞いたが何とか対応してほしいというようなことを申し入れましたら、直ちに……。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、ちょっと今は空き家の固定資産税の住宅、これについてに限った意見をお願いしたいんですが。

○委員（林 則夫君） ああ、そうか。じゃあ、もう少し。

ということで、議会報告会をやっているいろいろ話を聞いたら、できることは即対応していくようなことをやるべきじゃないかなあということを考えておりますので、以上をちょっと申し上げたわけです。

○委員（澤野 伸君） 空き家の、今のこれ、税制上の問題ですけれど、空家等対策の推進に関する特別措置法の中では地方自治体が、第 15 条で、税制上の措置をつくることはできるんです。

それで、この意見であった更地にしたときの値上がり部分を、期間を設けて住宅に供したときと同じものにするとか、いろいろ方法はあるにはあるんですけども、今、副委員長おっしゃったように、空き家対策で、例えばその更地を促進させるのか、空き家を利活用してやっていく方針が果たしていいのか、その空き家の対策計画ですよ、今策定している。実際、その場所場所によっても違ってくると思うんですよ。

空き家は、経過年数が高いと、もうはっきり言って価値がなくて、リフォームをかけてもそれほど借り手を見つけるなんていうのは多分不可能に近いような話なので、そうした場合に更地に持っていったほうが、まちづくりとして、方針としてそぐうものであれば、ぜひそういう更地に向けた対策をしていく上でこの税制上の措置が必要とあらば、やっていきたいというふうな方針を議会としても委員会としても持つべきだと思うので、もう少し建設市民委員会のほうでの空き家対策について、議会として、委員会としてどういった方向が望ましいのかという部分を明確にしてから、もし税制措置が必要だということであればこちら側もやはり考えるべきことなのかなあというふうには思うんですけども、今、副委員長おっしゃったように、これは大事な話ですので、ぜひ建設市民委員会での継続審査もお願いしながら、当然市の打ち出してくる空き家対策の計画、これにどう対応していくかという部分を協議していただきたいなあというふうには思っていますので、こちら側としては建設市民委員会にお願いするような格好になるかと思うんですけども、そういったことでお願いしたいなあというふうには思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

では、ほかに御意見はございますか。

〔挙手する者なし〕

ほかに御意見がないようですので、今までの意見をまとめますと、空き家対策、税制面だけではないに、もうちょっと広範囲な検討が必要ではないかというような御意見だったかと思います。したがって、空き家対策の所管であります建設市民委員会、こちらのほうでもっと広範囲な検討をしていただければということかなあというふうに思いました。

当委員会では、それぞれ各委員が承知おきをしておくということで確認をしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「いいと思います」の声あり〕

では、よろしく申し上げます。

あと最後に、総務企画委員会でのこの 1 年間いろいろ課題等に取り組んでいただきました。それを、いろいろまだ解決されていない課題もあるかと思っています。そうしたことについて引き継ぎ、またはそれ以外でも結構ですが、次期委員会への引き継ぎ事項について協議をしてまいりたいと思います。

議会基本条例の第 11 条第 4 項により、次期常任委員会へ引き継ぐ所管事項調査及び政策提案の内容について、取りまとめを行っていきたくと思います。

このことに関して御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが。

政策提案の内容、それから次期の総務企画委員会ですね、ここへ引き継ぐ所管事項等がございましたらお願いしたいと思います。

○委員（可児慶志君） 防災関係に今年度取り組むということでスタートしてきていますよね。岡崎市へ行って視察をして、ちょっとそのまま終わっているんだけど、そこら辺の取り組んできた経緯とその結果、そして今後の方向性みたいなものをちょっと正・副委員長でまとめてもらって、それを引き継いで次期もやってもらうかどうかというのはちょっと整理して発表してもらいたいかなあとと思いますけど。

今の印象ではどうですか、はっきり。

○委員長（伊藤 壽君） そうですね、そのまとめには至っていませんので、今、可児慶志委員からの発言にありました防災に関して、視察等は行ってまいりましたが、まだまとめというところには至っていませんので、その点もあるのかなあとというふうに思いました。

ちょっと今発言がございましたことに関して、ちょっとたたき台といいますか、私のほうも防災は課題かなあとというふうに思っておりますので、ちょっと簡単にこれで御意見をいただければと思います。

今御発言いただきました岡崎市への視察等のことに関してはしてありませんが、平成 27 年度決算審査時の防災力の向上についての提言について、平成 29 年度予算編成ではさまざまな災害に応じた自治会ごとのタイムラインの作成を目指すとされておりまして、引き続き防災についても調査研究することを申し送りしたいというふうに考えました。

なお、この中で、行政と市民との一体的な実効性のある防災訓練を実施している市町村を参考に、今後作成されますタイムラインを生かすよう研究していったらどうかというような内容ですが、これについて、これをたたいていただければと思いますが。

ちょうど今、可児委員のほうから防災についてという発言がございましたので、たたき台として、全く内容を変えていただいても結構ですし、よろしく申し上げます。

防災についてどういう点を中心に調査研究していったらいいのかというのを入れたほうがいいのか、漠っと送ろうかというのもありますけど。

○委員（澤野 伸君） 我々、岡崎市を視察させていただいて、いろいろ情報収集という意味では非常に勉強になったかなあとと思いますので、後段の引き続き防災について調査研究をすることを申し送りますと、この一文がありますので、調査研究、漠然とされていると、今、委員長おっしゃったんですが、情報収集という意味合いで我々は現地調査もしたので、具体的には情報収集という部分でも継続してやる価値はあるのかなあとと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

○委員（可児慶志君） 災害っていろんな災害が想定されるので、その災害ごとに対応する、例えば何か施設を用意するとか、あるいは備品を用意するとかということ、もちろんそれ

それにはやっていかなきゃいけないとは思いますが、結局は市民の部分でいうと、やっぱり一つはここに書いてあるタイムラインということでもあると思うんですけども、最終的には行政への情報伝達あるいは行政からの市民への情報伝達、その辺がすごく大事なところに、初期の部分で特に重要だと思うので、このタイムラインというのはとてもいいと思うんですが、一方、議会でもBCPを、これは今、ほぼ案ができ上がったようですが、自治会における言ってみればBCPみたいなもの、そういった観点で情報伝達、それから自治会、地域でのBCPというような発想で、それぞれの地域で考えていってもらえるといいかなあというふうに思います。

もうちょっとタイムラインというのをわかりやすく説明して、地域のほうに取り組み課題として提起し、取り組んでいただくように積極的に働きかけることが必要かなあという感じがします。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見がありましたら。

○委員（酒井正司君） ほかにいいですか。

○委員長（伊藤 壽君） 済みません、先ほどいただきました防災に限って御意見があったらお願いしたいと思いますが。

これについては、申し送り事項として次期委員会へ送るということによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それなら、内容につきましては、また正・副委員長で検討させていただいて作成してまいります。今までにいただいたような意見をまとめたような形で作成をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、防災以外についてありましたら。

○委員（酒井正司君） 岐阜医療科学大学なんですけど、非常に大きなインパクトがあると思うので、まちづくりに生かすように調査研究を続けることというのを一つ入れたらどうかなあと思いますが。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、そのほかの委員の方で御意見等ございます方がありましたらお願いします。

これは、どういった観点でとかそういった部分、単なるまちづくりということですか。

○委員（可児慶志君） 名城大学のことをちょっと反省しながら思うと、開校するまでは行政も、あるいは地域の人たちも、一生懸命になっていくんだけど、開校してしまうと、喉元を過ぎてしまって、支援とか協力体制というのが希薄になっていくということを感じるので、それを開校してからでもずうっと支援とか協力体制を維持するということがすごく大切だと思うので、その辺のところを忘れないでやっていってもらいたいなあというふうに思います。

特に名城大学でつくづく思ったのは、都市情報学部というのは行政とか何かというのがす

ごく大きく関係する学部だったと思うんですけど、残念ながら県あるいは可児市でもあそこの卒業生を多く採用したというようなことも聞いてはいないんですけど、そういった行政が先頭を切ってああいう学校の学生をもっともっと積極的に採用していくべきじゃなかったかなあとということを思います。

そういう反省からすると、今後、岐阜医療科学大学が来たときに一体どういう協力とか連携ができるかというのはよく吟味をして、具体的な、長期的な年度計画みたいなまで立てるように、行政だけではなくて地域も含めて。

大体そういう提起をして、つけ加えておいてほしいなあとと思います。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかにこの件に関して御意見のある方がありましたら、お願いします。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件、岐阜医療科学大学におけるまちづくり、こうしたことに生かすようにということについて、次期の委員会へ申し送りをしていくということによろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

内容につきましては、今発言があったようなことを考慮しながら、また防災とのバランスの中で考えていきたいと思っておりますので。

あとほかに、もしこれ以外に、2項目以外にありましたら。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

じゃあ、この2項目ですね、防災に関することと岐阜医療科学大学のまちづくりへの活用、まちづくりに生かしていただくような取り組み、これについて次期委員会へ申し送るということによろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、内容につきましては、また正・副委員長で考えて、最終的に皆様にサイボウズ等で御提示していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、これ以外に何か特にございましたらあれですが、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

発言もないようでございますので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午前 11 時 26 分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 29 年 6 月 14 日

可児市総務企画委員会委員長